

政令第七十四号

成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。